

令和 7 年

# 富士川町議会

## 第 3 回臨時会会議録

令和 7 年 4 月 23 日 開会

令和 7 年 4 月 23 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 7 年

富士川町議会第 3 回臨時会

令和 7 年 4 月 2 3 日

令和7年4月23日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第43号 令和7年度富士川町一般会計補正予算(第1号)  
日程第 5 議案第44号 天神ゆずっこ保育園園舎大規模改修工事請負契約の締結について  
日程第 6 議案第45号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めること  
について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 宇田川 朱 恵 | 2番  | 神 田 雅 也 |
| 3番  | 依 田 誠 司 | 4番  | 深 澤 一 幸 |
| 5番  | 小 林 和 良 | 6番  | 秋 山 仁   |
| 7番  | 望 月 眞   | 8番  | 小 林 有紀子 |
| 9番  | 齊 藤 欽 也 | 10番 | 青 柳 光 仁 |
| 11番 | 鮫 田 洋 平 | 12番 | 井 上 光 三 |
| 13番 | 堀 内 春 美 |     |         |

3. 欠席議員

な し

4. 会議録署名議員

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 11番 | 鮫 田 洋 平 | 12番 | 井 上 光 三 |
|-----|---------|-----|---------|

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8人）

町	長	望月利樹	副町長	早川竜一
会計管理者		深澤千秋	政策参事	山形謙一郎
政策秘書課長		渡辺成昭	財務課長	井上誠
管財課長		長田博幸	子育て支援課長	小林喜文

6. 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	依田正紀
書	記井上鮎奈

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第34号をもって招集されました、令和7年第3回富士川町議会臨時会に、議員ならびに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和7年第3回富士川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番鮫田洋平君及び12番井上光三君を指名します。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第4 議案第43号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第1号）

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

———提案理由朗読説明———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第43号について補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

タブレット3ページをお願いいたします。議案第43号令和7年度富士川町一般会計補正予算第1号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細により説明をさせていただきます。タブレット9ページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書を朗読)

以上で、議案第43号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第43号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員(宇田川朱恵さん)

議案第43号富士川町一般会計補正予算、タブレット9ページになります。ついて質疑を行います。全協でも説明がありましたけれども、今回ですね、この補正予算がまず提出された経緯についてお伺いいたします。

○議長(堀内春美さん)

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長(小林喜文君)

ただいまの質疑にお答えいたします。今回、大規模改修工事の工事案件の中で、施工管理業務の必要性が生じました。当初予算の計上時におきましては、計上時の現員現給で計上するため、建築専門員が配置されている状況で計上しております。こうしたことから、当初予算におきましては計上してございます。以上でございます。

○議長(堀内春美さん)

宇田川朱恵さん。

○1番議員(宇田川朱恵さん)

建築専門員が一級建築士という理解をさせていただきますけれども、こちらですね、全協の資料で非常に詳しい資料をいただきまして、この根拠法が建築基準法ということでした。この建築基準法も第3条になると思うんですけれども、一級建築士の施工管理者が必要な工事の条件は、例えば延べ面積ですとか、あと病院や学校など建物の用途、あとコンクリート造であるとか、そういったようなもので決められているということなんですけれども、今回、天神ゆずっこ保育園の工事では多分これ延べ面積300平米だと思うんですけれども、こちらの方が基準だとすると、これあの改修する工事の面積というのは必要がないという解釈でいいのかどうか、お願いいたします。

○議長(堀内春美さん)

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長(小林喜文君)

ただいまの質疑にお答えいたします。今回計上しております工事監理業務、こちらは監督員の監の監理業務になりますけれども、こちらにつきましては、建築基準法の第5条におきまして、建築主は、建築士である工事監理者を定めなければならないというふうに規定をされております。また、建築士法の第2条において、設計図書等の照合確認の必要性、また、第3条におきましては、工事監理を行う建築物等の規定がございます。今回の保育園の修繕改修工事につきましては、こうした

規定に該当することから、今回工事監理につきまして必要と判断し、補正を計上したところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

すいません、ちょっと先ほどの質問とずれているので、もう1回いいですか。ちょっとこれカウントしないって形で。はい、えっとですね、その第3条の方は、すいません、もう一度、質疑2回目の、質疑という形でさせていただいてもいいですか。

○議長（堀内春美さん）

はい、どうぞ。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

こっち先ほどその説明は、全協でいただいたんですけども、私が質疑したかったのは、延べ面積が300平米なんですよね。ただ、その改修工事をする部分の面積が少ない場合は、300平米ではなくなってしまうので、それでも一級建築士による施工管理者が必要なかどうかというところをお伺いしたかったんですけども。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の施工管理というのは、施工管理業務についてはですね、今回の工事のところは、床を振り替えたりとか、そういった工事の部分になりまして、今回の全部の面積が2分の1、過半数、主要構造物の2分の1を超えていないということでございますので、こちらは建築確認申請の方はしなくていいということでございますけども、実際のこの施工管理業務につきましては、先ほど申し上げました事情によりまして、管理が必要ということでございますのでそういった専門官のところの必要性が生じて管理業務を行うこととなります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ということは、延べ面積で必要、回収する部分の面積は必要がないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質疑にお答えいたします。協議をした結果、必要ということに決まりましたので今回管理業務を行います。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

同じくですね、ただいまの天神ゆずっこ保育園の大規模改修の件で質疑いたします。今の宇田川議員からも質疑があった、ダブるかもしれませんが、ちょっと私納得できないところなので、お聞きします。今回の、要はここで言う施工管理というのは工事監理のことだと認識しております。工事監理というのは、設計図どおりいってるかどうかの監理であり、施工管理というのは受けた業者がやる管理であるというふうな認識で、まず工事監理の必要性なんですよ。これ宇田川議員からも聞きましたが私が読み解くのに、これの必要性の根拠は延べ床面積が300平米を超えているものの対象物に対して必要であるとうたってあるんですよ。だから今回のうち、保育園の延床面積は900平米と聞いてますので、その対象建物が900平米、300を超えているので対象と施工管理、要は工事監理が必要、要は一級建築士による監理が必要と認識しております。これについて、この根拠として認識して間違いはないですか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質疑にお答えいたします。建築基準法第2条における根拠のとおりで必要という判断で施工管理をしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

すいません、ちょっと今のご回答も私がお聞きしてる回答とはすぐわないので、これはカウントしないでよろしいですか。お聞きしているのは、この規定について聞いているんですよ。だから、300平米を超えているから、これに該当するという認識なのかを聞いているので、調べたら該当するっていう回答だけでは私の回答になってないですね。しっかりとそこは該当しているからとか、他の根拠があればそれをご説明ください。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質疑にお答えいたします。第2条、建築基準法の第2条におきまして、300平米を超えているということで該当いたしますので、こちらは、はい施工管理をしていくという認識でございます。あと施工管理業務の部分につきましては、工事現場におきましての主任技術者、監理技術者などの施工管理の配置につきましては、建築業法の第26条に規定されております。また、町との工事契約における、富士川町の建設工事請負契約約款等にも施工管理について決められておりますので、こうしたことから当該工事の施工内容を把握し、施工管理を行う必要があるということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

2つ目になりますけども、根拠は300平米を超えているということなんですよ。施工管理の方は受けた業者が行うので、これは問題ないと思います。わざわざ一級建築士がそこに出ることはない、施工管理者がその受けた業者にはいるのでこれは問題ないと思います。2つ目いきます。対

象建物が300平米を超えているというご認識なんですけども、例えば、改修300平米を超える建物が1平米の改修を行った。この場合にも該当しますか、というご認識になりますか。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君、今の質問はちょっと予算についてですので、ちょっと質問違うと思うんですが。

○5番議員（小林和良君）

質問変えます。この管理業務、要は工事監理における監理業務ですけども、そこから出される成果物はどのようなものが出てくるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質疑にお答えいたします。施工管理業務における成果物につきましては、工期のそれぞれにおきまして工程会議また協議協議をして、協議打合わせ簿等の成果物も、もちろん書類として上がってくるんですが、最終的には報告書という形で成果物の方は納めていたという形になります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました、以上で私の質問を終了します。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

タブレット10ページの天神ゆずっこ保育園大規模改修工事監督業務、327万8000円についてお伺いをいたします。18日の全員協議会で子育て支援課長、財務課長、政策秘書課長より説明がありました。先日の当初予算を決めたばかりだが、なぜ今回のタイミングで出てきたのか。その理由は、当初計上時12月、1月においては、施工管理業務は施設整備担当職員が行うことと、子育て支援課で準備を進めてきた。4月の体制におきまして、できないということで補正に計上した。この一級建築士の会計年度職員の方が辞めるのがわかったのはいつかとの質疑には、職員の退職にはお答えできないと、そこで財務課長からこの職員に対しては、庁舎関係の事業が全て終了した、一定の役割を終えたということから、当該職員が行うはずだった施工管理業務を計上した、庁舎の建設のためにお願いした職員であると、そして引き留めなかったのは、その質疑にはお話をさせていただきましたが、本人の希望によりということでございます、とのご説明がありました。この説明は事実でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどの建築専門員の話なんです。庁舎関係の終了によりまして一定の役割を終えて、庁舎はここを建設する段階から、令和6年でお辞めになる予定で、当然会計年度職員ですから、単年のその雇用という形になっております。ですから、当初の予定どおりに雇用して、当初の予定どおりにお辞めになった。だから今言ったように、引き留めるとか引

き止めないとかっていう話ってというのはあり得ない話ですから、元々もうその令和6年度で予定どおりにお辞めになった。ですから今回のこのと言えぱですね、その職員の方のがどうこうという話は、今回の議案には全く関係のない話だというふうに認識しています。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

すいません、全協でそういう説明があったものでお聞きいたしました。確認ですが、それではその建築専門員が辞めてしまったので、急にこの委託費として増額することになったということではないということでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

まさにそのとおりです。今回はですね、この業務というのは詳細がですね、大枠の予算はですね、新年度予算で認めていただきました。詳細の施工の部分、また施工をする業者等がですね、ある程度確定して明確になってきたもんですから、必要な部分を臨時議会で今回認めていただくということで計上させていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい、そうですね。ちょっと、私はちょっと全員協議会の方の説明をお聞きして、ちょっとそういうふうに受け取っていたものですから、この増額がこの今回そういうふうに建築専門員がお辞めになったことによって、この増額委託費が今まで発生しなかった委託費が発生した、というふうに取りました。なのでとても今後のことを考えると、大変に残念なことだなというふうに思ったものですから、今後さらにいろんな事業を進めていくにあたって、いろいろ建築専門員の方がなさっていた事業を、これからまた大きな事業に委託するっていうことに関して、大きな町にとって不利益になるのではないかというふうに思ったもので、大変厳しい財政状況の中で引き留めるべきではなかったのではなかったというふうに思ったわけです。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい、すいません。そういうことでちょっと質問を考えていたものですから。またあれです、すいません、そういうところで急に委託費がかかったんではないかというふうに思いましたので。質問しました。私としては、はいわかりました。

○議長（堀内春美さん）

もうもうやめてください

○8番議員（小林有紀子さん）

すみません、そういうことで申し訳ありません。はい、すいませんでした。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

すみません、それではこれ単品な案件なんで同じところですけども、一点まず、財源の内訳を見たらば、繰越金と、それと要するに町債ですね。町債が290万ということなんですけども、私の感覚で言うと、非常に町債の割合が高いなと思ってんですけど、そこんとは何でこういうバランス、こういう町債と繰越金のバランスをとったのか、まずそこをちょっとお伺いしたいです。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質疑お答えします。合併推進債を活用する予定でございます。この327万8000円の90%が充当率でありまして、交付税算入率が50%ということでありですので、90%マックスというか、一番大きな枠を計上しているということでございます。以上でございます。

○9番議員（齊藤欽也君）

1割ってことね。

○財務課長（井上誠君）

残り1割ですね。以上です。

○9番議員（齊藤欽也君）

議長、すみませんでしたね。勝手に自席に座って1割ですかなんて聞いちゃたんで、すみません。そういうことで、できるだけ合併推進債を使いたいと。

○議長（堀内春美さん）

挙手をして、指名されてからにしてください。

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

要は、合併推進債を目一杯使いたいということで、この補正の部分についても9割を使うということでやったからこういう数字になったんだよ、という話ですね。実は先ほどからちょっと何人かから出てるんですけども、今回、先ほど有紀子議員のところでのこの監督業務、施工管理については、元々大枠の中で建設費が盛ってあるんで、その中である程度煮詰まったということがあるんで、施工管理業務をここで盛らしてもらったという説明がありました。実は全協の方でちょっと発言させてもらったんですけども、官製談合の関係の第三者委員会の指摘がありまして、そこではこういった業務については、できれば利害関係のない第三者にお願いしたらどうかという話もね。課長の方からそのときに、規模も小さいんで、まずその前に入札するのかわからないのかという問題があったんですけども、規模が小さいんで、この案件については随意でやりたいという説明がありました。これについて私いいんだろうなと。ただそのときにも気になったのが、大きな今後控えていく中学校の大規模のときはどうするんだという問題があって、そのときにですね、調べてみたらば、中学校建設費は約5000万、本年度は20%、あらかじめ組んだんですよ、あらかじめ。それを見たときに、じゃあなんでここはさっきの町長答弁を聞いたときに、何で今回は言っちゃうけど、後からなったんだということがちょっと疑問なんで、そこをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。まさに建築基準法第12条の300平方メートル、先ほど質疑をいただいた部分でございます。その判断がですね、なかなかつけることが難しかった、煮詰まっていた中でここは必要になってくるということで、今回計上させていただいたということでございます。ですから、大枠で当初で認めていただき、詳細を詰めていって、工事の状況を見ていきながら、必要になった部分を今回計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。いくらかすっきりしました。要は今回はそんな規模も大きくなかったと、ひょっとしたらいららないかなということもあって、事業を詳細に詰めていったらば、やっぱりそうは言っても必要だよねという話になったと。中学校の方が元々大きいから、これは絶対必要だということなんで、あらかじめ当初予算で組んだという説明だと理解しているんで、多分うなずいてらっしゃるんで、その理解は間違っていないんだろうと思います。

あと一点ですね、今回こうやって急遽ですね、盛ったと。監理者がいれば、それで賄えたんだろうけども、監理者お辞めになったということもあって盛らざるを得ないという事情はわかりますけども、町にとってはやはりね、この監理者がいるいないってのは大きな問題なんですよね。ですから、全協でも答弁の中で何とか確保するように努力していくという答弁をいただいたんですけども、6年度で辞めることになっていたとしても、ここは引き留めるべきではなかったかなというふうに私自身は思うんですけどその辺についてお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也さん、先ほど町長がそれに対しては答えておりますので、その質問は却下します。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい、わかりました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

同じところなんですけど、一点だけ確認させてください。私はこの話を聞いたときに、何で当初予算に出ていなかったのか、なんで臨時議会なのかということ。ただ今までの質問の中でですね、町長からこういう流れになってきたので、いろいろ固まってきたんで今回臨時議会、それはそれで私は理解しましたがけれども、今後こういうことがあれば私はもう、こういう工事内容があれば施工管理業務、いわゆる工事監理業務も含めて、当初に決めるべきものだというふうに思ってたんですけども、今後こういうことがあれば固まっていないような事業については、今後こういうことがあり得るということで理解してよろしいんでしょうか。議会としても私はもう当初の中で、施工監理業務が入ってないのは、これは職員がやるべきから個人としてはそう理解して、当初予算を1ヶ月前なんですよ、当初予算われられが審議したのは、1ヶ月後にこれが臨時議会ということは、非常に違和感を感じてまして。今後もこういうことがあり得るのかどうかだけお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質疑にお答えいたします。本来であれば議案の予算に対する質疑ということでお答えできる内容ではございませんが、井上議員のですね、議会のとしてのチェック機能を、権能ということの範疇の中でお答えさせていただきます。まさにご指摘のとおりですね、当初予算でご審議いただいた。いくら詳細詰まってきたからといって、もうこういうやり方は今後もあるのかと、議員の中ではこういうやり方はあまりよろしくないというご指摘でございます。確かにそういうお考えも尊重しなければいけないんですが、やはりフレキシブルにですね、その現状に合わせて変化していく、これを変化させることによって、町の財政自体もですね、その逆に今度減額という部分も出てきます。スピード感を持った形、また柔軟なですね、町政運営を進めていくにはですね、当初予算でどうしても想定できないもの、詰めきれないものって出てきますので、ぜひともこういったケースも出てくる可能性もありますんで、そのときは事前にですね様々な場面、こういった本会議場のみならずですね、全協または職員からのしっかりと説明、レクチャー等ですね、しっかりと丁寧に行っていくつもりであります。その部分がですね、足りないよということであれば、遠慮なく申しつけていただきながらですね、しっかりと私も含めて職員がですね、議会の皆さんのところに出向いて行って、状況を丁寧に説明していきたいというふうに思っているところでございます。ケースバイケースで、様々なフレキシブルな対応した、スピード感を持った、また財政をなるべく削減するようですね、町政運営をしていきたいということだけお願いを申し上げて、答弁いたします。よろしく申し上げます。

○12番議員（井上光三君）

わかりました、終わります。。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第43号について質疑を終わります。

これから、議案第43号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。以上をもって議案第43号について討論を終わります。

これから、日程第4 議案第43号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第5 議案第44号 天神ゆずっこ保育園園舎大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——提案理由朗読説明——

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第44号について補足説明を求めます。

管財課長 長田博幸君。

○管財課長（長田博幸君）

それでは議案第44号の補足説明をさせていただきます。タブレットの12ページをご覧ください。工事名は天神ゆずっこ保育園園舎大規模改修工事であります。工事場所は富士川町天神中條646番地であります。工事概要は園舎の老朽化に伴い、建物の各箇所における改修工事等を実施するもので厨房、保育室、手洗い場等の建築、建物内外部に係る建築主体工事、高圧受変電設備等の設置、電気設備の工事、冷暖房設備機器更新等の機械設備工事を行う大規模改修工事でございます。入札の方法は、2社の一般競争入札でありました。4月15日に入札を実施いたしました。結果は昭和建設工業株式会社が落札しております。金額につきましては、税抜9725万円で契約金額は、税込1億697万5000円であります。落札率は90.04%であります。工事の期限ですが、令和7年12月15日までとなっております。契約の相手方ですが、山梨県甲府市寿町29番地1号、昭和建設工業株式会社代表取締役望月健氏であります。なお、次のページに仮契約書の写しがありますのでご参照ください。以上で議案第44号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第44号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

日程第5 議案第44号天神ゆずっこ保育園園舎大規模改修工事請負契約の締結について、これ契約締結ですので、質問をちょっと考えたんですけども、一点わからないところだけですね。契約書の仮契約書の中にですね、8番に解体工事に要する費用等別紙書面のとおりと書かれているんですが、この内容について教えていただきたいと思っております。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 長田博幸君。

○管財課長（長田博幸君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。手元に資料等用意してございませんので、後刻説明をさせていただきます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

そうすると、この理解の上では解体工事に要する費用は、補償金額の中に含まれてくるのかどうか、その辺はどうでしょうか

○議長（堀内春美さん）

管財課長 長田博幸君。

○管財課長（長田博幸君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。契約書の中に含まれるとおりでございます。以上でございます。

○7番議員（望月眞君）

はい、了解いたしました。

○議長（堀内春美さん）

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前10時46分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

ここで、管財課長長田博幸君から議員の答弁保留の質問について、答弁したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

管財課長 長田博幸君。

○管財課長（長田博幸君）

ただいまの望月議員のご質疑にお答えいたします。今回この契約書に書かれている8番につきましては、ひな形がこうなっている表記となっております。この中で、解体工事というのは今回はありませんで、改修工事は中身は改修工事となっておりますので、ひな形上の表記ということでご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 長田博幸君。

○管財課長（長田博幸君）

併せてご質疑にお答えいたします。別紙につきましては設計図の中に改修ということで入っておりますが、ここで言っている解体というのはひな形上だけの話になります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案第44号ですけれども、天神ゆずっこ保育園園舎大規模改修工事請負契約の締結についてですけれども、工期なんですけれども完成が7年の12月15日ということなんですけれども、この根拠を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質疑にお答えいたします。工期につきましては、令和7年12月中ということで設定をいたしたところでございますが、こちらにつきましては、保育園行事、クリスマス会とかですね、また年明けには保護者説明会等ですね、そういった催し物が予定されておりますので、できれば年内に終了したいという理由で12月中の工期といたしたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、工事はここにあるように議会の議決の翌日からということですが、この期間7ヶ月、8ヶ月、この期間をずっと費やすということで、改修工事ですからいろいろ業者が入るからってということなんですけども、やっぱりもっともっと短くはならんのかなということかなと思いますけども。はい。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回の大規模改修工事の中には電気設備、キュービクルといった電気容量が50kWを超えている部分の工事もございまして、こちらの製品の発注からの完成するまで3ヶ月程度かかるといった事情もございまして、床の張り替え等の改修もありますし、プールの塗装等の改修もございまして。こうした理由で7.5ヶ月間の工期とさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

はい。わかりました。終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ただいまの天神ゆずっこ改修工事の仮契約ですね、納期というか工期の説明がありましたけど、開始してからこの工期が完成するまでの間、この保育園は、同じように事業というか、子どもたちがそこで一緒に保育園の過程をやりながらの工事となるのかですね、その予算の中に、例えばそこをやらないから他に移るための予算とかもしあればお聞きしたい。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君、その質問は予算とは関係ない。契約関係ですので、ちょっと違うと思いますが。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。ということであれば、私の質問は取り下げます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第44号について質疑を終わります。

これから、議案第44号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。以上をもって議案第44号について討論を終わります。

これから、日程第5 議案第44号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 (堀内春美さん)

日程第 6 議案第45号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めること  
について。

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長 (堀内春美さん)

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。この議案については質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。従って、議案第45号については質疑と討論を省略します。

これから日程第6 議案第45号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。従って、議案第45号は原案のとおり、適任とすることに決定しました。

---

○議長 (堀内春美さん)

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆さまにはお忙しいところ、大変ご苦勞さまでした。

令和7年第3回富士川町議会臨時会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時56分